

# 令和6年厚木市農業委員会6月定例総会議事録

日 時 令和6年6月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山川宏司

農業委員

1番 小池よし子 2番 早川暁

3番 内海則行 4番 井上慎一

5番 曽根義久 6番 高澤友紀子

7番 鈴木好弘 8番 三橋澄夫

9番 清田徳治 11番 中丸豊

12番 松前進（会長職務代理者）

欠席者 10番 大矢和人

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹  
農地管理係主任

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告8件）
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について（報告11件）
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について（報告2件）
- 4 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について（報告1件）
- 5 国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について（報告1件）
- 6 相続税の納税猶予に関する適格者証明について（報告1件）
- 7 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について（報告1件）
- 8 農地法の適用を受けない土地の証明について（報告5件）
- 9 議案第24号 農地法第3条の規定に係る買受適格証明について（3件）
- 10 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
- 11 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）
- 12 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）
- 13 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について（29件）
- 14 議案第29号 農地利用最適化推進委員の決定について

〈議長〉

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。  
10番の大矢和人委員から欠席の届けが出ております。  
これより、令和6年厚木市農業委員会6月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

〈議長〉

それでは、8番の三橋澄夫委員、9番の清田徳治委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、5月11日から6月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

農地法第4条につきましては、1件、1筆、面積は428平方メートルでございます。

農地法第5条につきましては、7件、8筆、面積は2,968平方メートルでございます。

農地法第4条及び第5条の総計は、8件、9筆、面積は3,396平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月11日から6月10日までに受付したものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は11人、筆数は延べ49筆、面積は延べ23,637.64平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

御報告する案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は山際字採燈場2筆、登記地目はともに畠、現況地目もともに畠で、合計面積は1,063平方メートルでございます。

貸人は相模原市緑区牧野にお住まいのAさん、借人は三田の株式会社B、代表取締役Cさんでございます。

貸人の都合により、令和5年3月15日に合意解約されたものでございます。

2番でございます。

対象地は山際字上萩原1筆、登記地目は畠、現況地目も畠で、面積は249平方メートルでございます。

貸人は山際にお住まいのDさん、借人は関口にお住まいのEさんでございます。

貸人の都合により、令和6年6月10日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

こちらは、登記地目が農地である土地について、農地以外の地目への地目変更登記申請があつた際に、農地に該当しない旨の県知事、または農業委員会の証明書か、転用許可があつたことを証する書面が添付されていない場合、転用許可の有無、対象農地の現況、農地転用に関する事実について、法務局から農業委員会に照会するもので、本件につきましては、令和6年5月2日付けで、横浜地方法務局厚木支局登記官から農地の転用事実に関する照会があつたものでございます。

報告する案件は1件となります。

土地の所在地は、岡津古久字新家1筆、地目は畠内墓地、面積は287平方メートルです。

所有者は、岡津古久にお住まいのFさんでございます。

調査しましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、山林に囲まれた未利用地であり、現況が非農地であることを確認いたしました。

なお、本案件は、国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈事務局長〉

ただいま議題となりました「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

こちらは、国税等の滞納処分のため必要があることから、国税局から調査の依頼を受け、回答するもので、本件につきましては、令和6年4月17日付け東京国税局長から、農地の現況について照会があつたものでございます。

御報告する案件は1件でございます。

対象地は上荻野字横林4筆及び同字猿栗1筆、登記地目は田及び宅地、現況地目は畠、雑種地及び山林で、合計面積は1,288.39平方メートルでございます。

滞納者は座間市四谷にお住まいのGさんでございます。

当該地は市街化区域内の土地で、上荻野字横林3筆については農地性があつたため、国の公売になつた農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する買受適格証明書が必要である旨を回答しました。

なお、上荻野字横林1筆及び同字猿栗1筆については、転用履歴はありませんが、農地性を失つております「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」第2の要件を満たすため、買受適格証明書は不要な旨を回答いたしました。

説明は、以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

報告する案件は1件となります。

証明願提出者は、平塚市四之宮にお住まいのHさんです。

令和5年5月10日、配偶者のIさんがお亡くなりになつたことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、戸田字鶴田6筆、登記地目は畠及び田、合計面積は2,894平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人及び長男立会いのもと現地調査を行つたところ、農地として良好に管理されており、當農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明」について、御報告いたします。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障等が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

御報告する案件は1件です。

証明願の申出者は、山際にお住まいのJさん。

買取り申出を行おうとする生産緑地は、山際字宮ノ前1筆、現況地目は畠、面積は948平方メートルです。

当該生産緑地は、主たる従事者の故障のため、買取りの申出事由として、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が提出されました。

こちらにつきましては、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定第3条に基づき、井上慎一委員及び中丸豊委員に意見聴取を行うとともに現地調査を行ったところ、農業に従事していたことが確認できましたので、主たる従事者であった旨の証明書を交付したものでございます。

説明は以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

[質疑なし]

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程8、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は5件です。

初めに1番でございます。

証明願の提出者は、海老名市河原口5丁目にお住まいのKさん、対象地は七沢字上谷4筆、登記地目は全て畠、合計面積は2,323平方メートルでございます。

当該地につきましては、離農した平成18年頃から周辺同様に山林化が進み、現在に至っているもので、平成21年撮影航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋澄夫委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願の提出者は、三田にお住まいのＬさん、対象地は三田字宮ノ上1筆、登記地目は畠、面積は90平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成23年に願出人が相続した時点で、既に隣接住宅の一部として利用しており、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池よし子委員及び鈴木好弘委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて3番でございます。

証明願の提出者は、小野にお住まいのMさん、対象地は七沢字大竹1筆、登記地目は畠、面積は1,553平方メートルでございます。

当該地につきましては、周辺の山林化により、平成20年頃植林し、現在に至っているもので、平成26年度航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根義久委員及び高澤友紀子委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

続いて4番でございます。

証明願の提出者は、飯山にお住まいのNさん、対象地は飯山字上久保1筆、登記地目は畠、面積は263平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和63年に願出者の父が相続した際、既に住宅敷地として利用しており、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、山川宏司会長に資料及び現地を確認いただいたものです。

最後に5番でございます。

証明願の提出者は、森の里1丁目にお住まいのOさん、対象地は小野字上村1筆、登記地目は畠、面積は86平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成11年頃から住宅敷地の一部として利用しており、現在に至っているもので、平成19年撮影航空写真で10年以上経過していることが確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋澄夫委員に資料及び現地を確認いただいたものです。

説明は以上でございます。

〈議長〉

ただいまの報告について、質問がありましたらお願ひします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程9、議案第24号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました議案第24号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件で、東京国税局での公売が予定されております。

公売の入札に際し、農地法第3条の買受適格証明が必要となるため、入札を希望している願出人から、証明願の提出があつたものございます。

初めに1番でございます。

対象地は小野字公所1筆、現況地目は畠、面積は624平方メートルです。

願出人は小野にお住まいのPさんです。

経営規模拡大のための公売による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

願出人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて2番でございます。

対象地は小野字公所1筆、現況地目は畠、面積は624平方メートルです。

願出人は小野にお住まいのQさんです。

経営規模拡大のための公売による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

願出人の保有する機械につきましては、管理機。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

最後に3番でございます。

対象地は小野字天台1筆、現況地目は畠、面積は320平方メートルです。

願出人は七沢にお住まいのRさんです。

経営規模拡大のための公売による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

願出人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機等。

労働力につきましては、本人の1人です。

なお、1番から3番の全てにおいて、農地法に規定する各基準については満たしています。

また、公売の結果、落札された場合、最高価買受申出人となった旨の証明書を添付して農地法第3条の手続を行いますが、既に実質的な判断が済んでいることから、農地法3条の許可書の発行につきましては、その後の総会で報告いたします。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第24号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」について、証明発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程9、議案第24号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明」については、証明発行することに決しました。

次に、日程10、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象地は愛甲字扱免及び字新町2筆、現況地目はともに田、合計面積は1,126平方メートルです。

渡人は愛甲東1丁目にお住まいのSさんで、受人は愛甲東1丁目にお住まいのTさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて2番でございます。

対象地は及川字番家前1筆、現況地目は畠、面積は8.62平方メートルです。

渡人は及川にお住まいのUさんで、受人は及川にお住まいのVさんです。

農業経営安定のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機等。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

なお、1番及び2番において、農地法に規定する各基準については満たしています。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

〈議長〉

　挙手全員。

　よって、日程10、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

　次に、日程11、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主任〉

　ただいま議題となりました議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

　お諮りする案件は1件でございます。

　対象地は下古沢字宮ヶ崎1筆、登記地目は畠、面積は290平方メートルです。

　申請人は下古沢にお住まいのWさんです。

　本申請は、自己住宅建築のための転用許可申請です。

　農地区分は、500メートル以内に小鮎地区市民センターが存する第2種農地です。

　なお、下古沢字宮ヶ崎外3筆と一体利用する計画で、開発面積は448.28平方メートルです。

　また、西側は市の新設道路に接することになり、出入口として利用します。

　敷地内には木造2階建て自己住宅及び倉庫を建て、2台分のカースペースを設ける計画でございます。

　隣接地等への被害防除措置として、西側を除く全方位にL型コンクリート擁壁を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

　農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

　なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、都市計画法の開発許可を要するため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

　説明は以上でございます。

　よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〈議長〉

　説明が終わりました。これより質疑に入ります。

　何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

　ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

　日程11、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程11、議案第26号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当とすることに決しました。

次に、日程12、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主任〉

ただいま議題となりました議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地の所在は、三田字川渕1筆、登記地目は田、面積は297平方メートルです。

受人は、山際の株式会社X、代表取締役Yさん、渡人は東京都杉並区和泉3丁目にお住まいのZさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は山際で不動産・土木建築業を営む法人で、これまで資材置場を持たず、直接搬入をして事業を行ってきましたが、業務効率が悪く、事業の拡大に対応できなくなったことから申請されました。

農地転用許可申請地は、北側及び南側は田、東側は宅地、西側は雑種地に接しております。

なお、申請地自体に接道はありませんが、申請地西側隣接の申請譲渡人所有の土地、三田字川渕1筆の一部、登記地目は宅地、面積502.47平方メートルのうち86平方メートルを通路として譲受人が借地・一体利用し、西側市道へ接道する計画です。

西側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、土木・建築資材を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く全てに土留鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

また、敷地内自然浸透処理する計画となっています。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地の所在は、棚沢字川原附2筆、登記地目はともに田、合計面積は675平方メートルです。

受人は下川入の株式会社a 代表取締役bさん、渡人は下川入にお住まいのcさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、下川入に事業本所を置く自動車車体の企画、設計、製作及び製造を主な事業として営む法人で、現在、申請地近くに使用中の車両置場がありますが、慢性的な飽和状態となっていたことから、車両置場の不足を解消するため申請されました。

申請地は、東側は田、西側、南側及び北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、モータープールとして車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、田に接する東側には鋼板柵を新設し、北側には入口を除いて溝をつくり、田並びに道路及び道路側溝への土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上そのため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

続いて3番でございます。

対象となる農地の所在は、棚沢字川原附4筆、登記地目は全て田、合計面積は1,313平方メートルです。

受人は相模原市中央区水郷田名4丁目の株式会社d 代表取締役eさん、渡人は棚沢にお住まいのfさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、相模原市に事業本所を置く自動車車体の設計及び製造を主な事業として営む法人で、現在、申請地近くに使用中の車両置場がありますが、現在使用する施設の出入口が道路から勾配がある形状となっており、最近取扱う車体は荷台が長いトラックが多く、車体後部が路面に擦ってしまい、そのような車両は入庫不可能であり車両置場として機能しないことから、新たな車両置場の設置が早急に必要となり申請されました。

申請地は、西側は田、東側、南側及び北側は道路に接しております。

北側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、モータープールとして車両を置く計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、田に接する西側には鋼板柵及び簡易土留を新設し、北側及び東側には入口を除いて溝をつくり、田並びに道路及び道路側溝への土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上そのため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

最後に4番でございます。

対象となる農地の所在は、飯山字西矢崎1筆、登記地目は畠、面積は1,071平方メートルです。

受人は下荻野にお住まいのgさん、渡人は海老名市国分寺台4丁目にお住まいのhさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は、下荻野に事業本所を置く、お祭り等での露店などイベント業を主な事業として営む個人事業主で、現在、及川にて使用している施設がありますが、道路の用地買収に伴い移転が必要となり申請されました。

申請地は、東側は畠、西側及び南側は畠及び宅地、北側は道路に接しております。

北側に出入り口を設け、全面転圧・砂利敷きし、イベント資材置場及びイベント車両の駐車場として使用する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、既存のブロック積がある西側宅地に接する部分及び北側出入口部分を除く全てに、コンクリートブロック1～3段を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願ひ申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程12、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程12、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することにしました。

次に、日程13、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題とします。

なお、本議案は29番までございますが、1番については早川暁委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、早川暁委員の退出を求めます。

[早川暁委員退室]

〈議長〉

それでは、日程13、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただ今議題となりました、議案第28号、「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

貸人は愛甲東3丁目にお住まいの i さん、借人は下荻野の株式会社 j 代表取締役 k さんです。

対象地は愛甲字扱免2筆、現況地目はともに田、合計面積は1,982平方メートルでございます。

利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定にする要件を満たしているものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程13、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程13、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定されました。

ここで、早川暁委員を入室させてください。

[早川暁委員入室]

〈議長〉

それでは、日程13、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」の2番から29番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」の2番から29番について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は54件、50筆、合計集積面積は、37,199平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が27件、53筆、36,470平方メートル、賃借権設定が1件、1筆、729平方メートルでございます。

現況地目別では、田が27筆、18,705平方メートル、畠が27筆、18,494平方メートルでございます。

利用目的別では、水稻が9件、普通畠が18件、水稻及び普通畠が1件となっております。

契約期間は、3年間が27件、9年間が1件。

新規設定が8件、更新設定が20件となっております。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程13、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」の2番から29番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程13、議案第28号「農用地利用集積計画の決定」の2番から29番については、原案のとおり決定されました。

次に、日程14、議案第29号「農地利用最適化推進委員の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、議案第29号「農地利用最適化推進委員の決定」について御説明いたします。

農業委員会等に関する法律に基づき、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱するため、広く募集

を図るとともに、農業者等に候補者の推薦を求めた結果、1人の推薦による申し込みがありました。

令和6年6月11日に役員会を開催し、推薦申込書をもとに、本市の農業に関する識見、意欲と熱意、農業経営の経歴など5項目にわたり、5段階で評価を行った結果、選定基準に達しております。

つきましては、厚木市農地利用最適化推進委員として決定してよろしいかお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程14、議案第29号「農地利用最適化推進委員の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程14、議案第29号「農地利用最適化推進委員の決定」については、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年厚木市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

令和6年6月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人